



< ラジオ放送局周波数割当計画（その2） >

国民の共有の財産である限られた電波を中波(ラジオ)放送として有効に利用するため、国は、国民のニーズに応えるとともに設立しようとする放送事業者の性格付けなどをもとに周波数を利用するための指針を作ります。そして、その具体化したものとして「標準放送（中波・ラジオ）周波数割当計画」が作られます。それは、放送局別に放送局設置の基本方針、周波数割当計画表から構成されています。したがってこの中には、混信の排除などの技術的な要素、NHKと一般放送事業者に対する周波数の配分なども含まれています。

中波(ラジオ)の「周波数割当計画」は、他の放送メディア同様総務省が事案を作成し、利害関係者に公表し、さらに、公聴会を開いて意見を聞き、電波監理審議会に諮問しその答申を得て決定するという手順が踏まれます。

次に、前回より引き続き「周波数割当計画」（チャンネルプラン）の流れを記します。

- 1957年(昭和32年)4月、NHKは東京ならびに福岡の第1、第2放送局を50kWから100kWに増力しました。
- 1957年(昭和32年)10月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを修正し、FEN放送用周波数の返還などによる11局の周波数変更、大阪地区に民放局1局の新設を行いました。
- 1957年(昭和32年)12月、NHKは札幌第1、第2放送局を50kWから100kWに増力しました。
- 1958年(昭和33年)3月、郵政省は、FEN局の一部廃止に伴いラジオチャンネルプランを修正し、外国電波による混信対策のための周波数変更とNHK第2放送の拡充のための増設を行いました。
- 1958年(昭和33年)4月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを修正

し、100W 以下の中継局にも R チャンネル(小電力中継局用)以外の周波数割り当てを行う規定を設けました。(混信保護比が満足できれば 1kW 以上の周波数の局と同一周波数を行うということ。)

- 1958 年(昭和 33 年) 6 月、NHK は、徳島、高松両局の第 2 放送(500W) 放送を開始しました。これで、全国主要局の第 1・第 2 の併設が完了しました。
- 1959 年(昭和 34 年) 3 月、郵政省は、小電力標準放送局(100W 以下) の免許方針を決定しました。ラジオ難聴地域対策として、10 以上 50W 以下の中継局について規定されました。
- 1959 年(昭和 34 年) 5 月、郵政省は、外国電波の混信対策と現有周波数利用による難聴地域救済のためラジオチャンネルプランを全面修正し (周波数変更 81 局、増力 46 局)、周波数変更は 10 月 1 日に実施と決定しました。
- 1960 年(昭和 35 年)3 月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを一部修正し、外国電波および同一周波数の混信除去のため 14 局の周波数変更を決定しました。(4 月 5 日実施)
- 1960 年(昭和 35 年)8 月、郵政省は、現行チャンネルプランに影響を与えず能率的に難聴地域を解消するため「実用化試験局に対する標準放送用の精密同一周波数割当方針」を決定しました。同一周波数の 2 局は、同一免許人・同一番組同時放送に限ることが規定されました。
- 1962 年(昭和 37 年) 5 月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを全面修正し、ラジオの外国電波の混信救済・難聴地域解消などのため周波数変更 124 局、増力 56 局を決定しました。周波数変更は 10 月 1 日実施と決定しました。
- 1963 年(昭和 38 年) 9 月、郵政省は、ラジオチャンネルプランの一部を修正し、ラジオの外国電波の混信救済のため NHK 10 局、民放 10 局の周波数変更を決定しました。周波数変更は 12 月 1 日実施と決定しました。
- 1963 年(昭和 38 年)12 月、NHK は東京第 2 放送局を 100kW から 300kW に増力しました。川口放送所から鳩ヶ谷放送所に移転しました。
- 1965 年(昭和 40 年)5 月、郵政省は、外国電波対策としてラジオチャン

ネルプランを一部修正し、民放の中継局用の周波数を追加しました。

- 1965年(昭和40年)9月、郵政省は、ラジオ周波数帯域拡大のためNHK盛岡実験局に530kHzの実験局免許を与え、翌日、運用を開始しました。(1959年国際電気通信条約付属無線通信規則改正関連)
- 1967年(昭和42年)10月、郵政省は、外国電波の混信対策としてラジオチャンネルプランの一部を修正し、NHK60局、民放11局の周波数変更を決定しました。周波数変更は翌年4月1日実施と決定しました。
- 1968年(昭和43年)5月、郵政省は、外国電波の混信対策としてラジオチャンネルプランの一部を修正し、NHK60局、民放11局の周波数変更を決定しました。
- 1968年(昭和43年)11月、郵政省は、1976年度を目途とする中波放送大電力化に関する基本的な考え方を発表しました。また「超短波放送用周波数の割当計画」(FMチャンネルプラン)を決定しました。中波は広域放送、FMは県域放送とし次のように規定しました。①NHKは全国あまねく1系統のFM放送を行う。②民放は、当面、東京、名古屋、大阪、福岡でFMの特性を生かした放送を行う。
- 1969年(昭和44年)2月、NHKは大阪第2放送局を100kWから300kWに増力しました。(無人大電力局としては我が国初)
- 1971年(昭和46年)4月、NHKは秋田第2放送局が10kWから300kWに増力しました。(無人大電力局としては我が国初)
- 1971年(昭和46年)5月、郵政省は、諸外国との混信対策としてラジオチャンネルプランの一部を修正し、NHK、民放とも可能な限り大電力化する。増力できない民放局は県域対象の超短波(FM)放送に切り替えるなどを決定した。
- 1972年(昭和47年)5月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを修正し、大電力化とその対象外の民放ラジオ局に中継局の新設と1kWを限度とする増力およびNHK局の増力を決定しました。
- 1972年(昭和47年)5月、郵政省は、割当計画表の修正により530kHzのNHK盛岡実験局は正式に実用局となりました。
- 1973年(昭和48年)3月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを一部修正し、NHK第2放送は外国電波による混信対策のため大電力化し、こ

れにより京都、徳島の第2放送を削除することが決まりました。

- 1973年(昭和48年)8月、郵政省は、外国電波による混信防止対策として、「標準放送の受信改善措置」の方針を決定しました。民放中継局の増力・新設(11局)、NHK局の周波数変更などです。
- 1974年(昭和49年)8月、郵政省は、外国電波による中波の混信状況調査結果を発表しました。これによると、全国476局のうち300局(63%)が、ソ連、韓国、北朝鮮、中国などの電波で混信していることが分かりました。
- 1976年(昭和51年)4月、郵政省は、1978年11月23日発効の国際協定に備えて、周波数間隔を9kHzに統一するなど「ラジオチャンネルプラン」を一部修正しました。
- 1978年(昭和53年)8月、NHKは札幌第2放送局を100kWから500kWに増力しました。
- 1978年(昭和53年)11月、中波放送の国際協定により周波数間隔を9kHzに再編成するため、NHK、民放のラジオ放送局493局のうち467局の周波数が午前9時01分から一斉に変更になりました。(NHKは第1放送173局のうち166局、第2放送は141局全部が変更の対象になりました。)
- 1982年(昭和57年)3月、NHKは東京第1放送を100kWから300kWに増力しました。埼玉県菖蒲久喜ラジオ放送所での運用が開始しました。
- 1982年(昭和57年)11月、NHK中波ラジオの音質改善のため東京第1放送ならびに大阪第1放送にてAMサウンドイコライジング(ASE)システム使用による運用を開始しました。
- 1983年(昭和58年)3月、NHKは東京第2放送を鳩ヶ谷放送所から埼玉県菖蒲久喜ラジオ放送所に移設し300kWから500kWへの増力運用が開始しました。